

(倉荷証券の交付)

第十五条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。

(証券の交付制限)

第十六条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記の手続がなされた場合は、当該寄託物に対する証券の交付請求をすることができない。また、これに反した場合に生じる全ての損害は、寄託者の責任とする。

(在庫証明書の交付)

第十七条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。

- 2 在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。
- 3 前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

(発券受寄物の分割)

第十八条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を二枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定に委ねるものとする。

(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付)

第十九条 証券所持人が証券を盗取され、又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立てをした後、当社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、当社は、証券所持人が当社に提出した担保物件を、当該証券について除権決定が確定した後でなければ返還しない。

第四章 受寄物の保管

(保管方法)

第二十条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。

- 2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物を入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(面積建保管)

第二十一条 当社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。

- 2 寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。

(再寄託)

第二十二条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得